

答 申 個 第 1 2 6 号

令和4年11月29日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月7日付け保障第549号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

個人情報を漏えいしている根拠等の不存在による非開示決定事案（諮問個第308号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年10月18日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求した（以下、①を「請求内容1」、②を「請求内容2」、③を「請求内容3」、④を「請求内容4」という。また、これらの請求内容をまとめて、以下「本件請求」という。）。

- ① ●●・かがやき元職員がかがやきに於いて知り得た請求者に係る個人情報を■●・京都障害者職業センター元職員に漏洩している事由及び根拠
- ② ●●・かがやき元職員が作成した請求者に係る個別支援計画書が発達障害者支援法2条の2 - 2項に整合していない事由及び根拠
- ③ ●●・かがやき元職員が作成した請求者に係るプロフィール票及び個別支援計画書が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない事由及び根拠
- ④ ●●・かがやき元職員が作成した個別支援計画書を再作成する件について▲▲・保健福祉局障害保健福祉推進室社会参加推進課長と▼▼・かがやき副センター長の間に於いて為された遣り取りを記す公文書（電子 mail を含む）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年10月29日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求内容1及び2について

処分庁において、請求内容の前提を認識していないため、文書を作成、取得していない。

請求内容3及び4について

公文書を取得、作成していない。

- (3) 審査請求人は、令和3年11月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。かがやきは、支援対象者の支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」（以下「職業センター」という。）（厚生労働省所管）と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。

(2) 本件請求に係る文書について

本件請求のうち請求内容1は、かがやき元職員●●（以下「かがやき元職員」という。）が職業センター元職員■■（以下「職業センター元職員」という。）に個人情報をも漏洩したこと、請求内容2は、かがやき元職員が作成した個別支援計画書が発達障害者支援法に整合していないこと、請求内容3は、かがやき元職員が作成したプロフィール票及び個別支援計画書が虚偽公文書罪及び行使罪に当たらないことについて、それぞれその事由及び根拠を求めたものである。請求内容4は、個別支援計画書の再作成について、▲▲障害保健福祉推進室社会参加推進課長（以下「処分庁課長」という。）と▼▼かがやき副センター長（以下「かがやき副センター長」という。）とのやり取りを記す公文書（電子メールを含む）を求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 請求内容1及び2について

処分庁としては、かがやきと職業センターは連携して障害者支援を行っており、支援のために情報を共有することは必要なことであり、かがやき元職員がセンター元職員に個人情報を漏らしたという認識はしていない。また、かがやき職員は、発達障害者支援法に基づく支援を行うことが職務であり、かがやき元職員が作成した個別支援計画書が発達障害者支援法に整合していないという認識はしていない。したがって、この事由や根拠となる文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

イ 請求内容3について

処分庁としては、かがやき職員は、発達障害者支援法に基づく支援を行うことが職務であり、かがやき元職員をはじめとするかがやき職員は、それぞれに担当した相談者の個別支援計画書などを適切に作成しているものと認識しており、かがやき元職員が作成したプロフィール票及び個別支援計画書が犯罪に当たるとは考えていない。したがって、この事由や根拠となる文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

なお、本件請求書に添付された資料14によると、職業センターが「虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない根拠は存在しない」と認めたことにより、センター元職員が作成した障害者台帳が「両罪に当たる事になります。」とある。この文面から、かがやき元職員が作成した文書が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない事由及び根拠となる公文書がないことをもって、かがやき元職員が作成した文書が両罪に当たることを証明しようとしていることが認められる。

しかし、処分庁としては、かがやき元職員が作成した文書が犯罪に当たらない事由及び根拠となる公文書がないことをもって、犯罪に当たるという結論にはならないと考える。

ウ 請求内容4について

別件の審査請求事案に係る令和3年3月5日の口頭意見陳述において、処分庁課長から審査請求人に対し、「過去に作成したプロフィール票や個別支援計画書の再作成と、古い方の文書の廃棄について改めてお話を聞いて作る」という提案をした。請求内容4は、この件について、処分庁課長とかがやき副セ

ンター長とのやり取りを記す公文書を求めているものである。本件において、再作成に係るやり取りは対面や電話で行っており、その内容を記録した公文書の作成はしておらず、その他電子メールを含めて公文書は取得、作成していない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 請求内容 1 及び 2 について

ア 処分庁は本件決定通知書に於いて「請求内容の前提を認識していない」と書いているが、処分庁自身がかがやき元職員と職業センター元職員の遣り取りを認めており、更に職業センターの母体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構も矢張り両者の遣り取りを認めているので、処分庁に依る強弁は明らかに失当である。

イ 処分庁はかがやき元職員から職業センター元職員への情報漏洩について其の認識をしていないと強弁しているが、総務省情報公開・個人情報保護審査会もかがやき元職員から職業センター元職員への情報漏洩があった事を認定している。従って処分庁に依る認識は明らかに事実と異なっている。

ウ 処分庁はかがやき元職員が発達障害者支援法に整合していないという認識をしていないとしているが、其れは処分庁自身が作成した決定通知書と矛盾している。処分庁は当該書に於いて「社会的障壁の除去（発達障害者支援法第 2 条の 2 第 2 項）を読み取れない」と自ら認めている。又かがやき元職員は審査請求人に依る意思も尊重していないので発達障害者支援法第 3 条第 4 項にも違反している。従って処分庁に依る認識は明らかに事実と異なっている。

エ 処分庁は作成した文書も取得した文書も無いとしているが、先ず前者としてかがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が存在する。又かがやきセンター長が挙げている説明用文書（図を含む）もかがやき元職員が作成している蓋然性はある。次いで後者として審査請求人が作成した相談受付票、職業センター元職員が作成した職業評価、更に審査請求人の前主治医が作成した診療情報提供書が存在する。他に審査請求人が不知である作成文書及び取得文書もあるかも知れない。従って処分庁に依る弁明は明らかに事実と異なっている。

(2) 請求内容 3 について

ア 処分庁は「存在しない」と認めているが、其れは即ちかがやき元職員が作成したプロフィール票及び個別支援計画書が虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たると認めているのか。

イ 処分庁はかがやき職員が個別支援計画書を適切に作成しているとしているが、此れはかがやきセンター長及び処分庁課長が口頭意見陳述に於いて発言している内容と全く一致していない。

ウ 処分庁はかがやき元職員が虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たらないとしているが、抑々処分庁自身が「其の根拠は存在しない」と認めている。仮に両罪に当たら

ないのであれば、先ず公文書等の管理に関する法律4条及び34条に基づく跡付け検証が必要であるが、かがやきセンター長も審査請求人と共に根拠が「分かりません。」と認めている。

エ 処分庁は作成した文書も取得した文書も無いとしているが、先ず前者としてかがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が存在する。又かがやきセンター長が挙げている説明用文書（図を含む）もかがやき元職員が作成している蓋然性はある。次いで後者として審査請求人が作成した相談受付票、職業センター元職員が作成した職業評価、更に審査請求人の前主治医が作成した診療情報提供書が存在する。他に審査請求人が不知である作成文書及び取得文書もあるかも知れない。従って処分庁に依る弁明は明らかに事実と異なっている。

(3) 請求内容4について

ア かがやき元職員が作成した個別支援計画書を再作成する件について、処分庁課長とかがやき副センター長が遣り取りを重ねていた事は明らかであるので、対象公文書が「存在しない」事はあり得ない。

イ 審査請求人は電子 mail も含めて開示請求しているので其の存否を明らかにせよ。そして該当する電子 mail が存在すれば条例16条に基づいて開示義務に応じよ。

ウ 処分庁は遣り取りを対面や電話で行っているとしているので、其の際に録取した memo を本件開示請求文書として開示せよ。業務として遣り取りしているにも関わらず、一度も memo を録取していない事はあり得ないので当該 memo を本件開示請求文書として開示せよ。

エ また仮に当該 memo が不存在であれば何故不存在であるのかについて答えなければならないが、答えられないと為れば行政手続法8条1項に違反するので原処分は違法として取り消されなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求において審査請求人が求める文書は、それぞれ以下のとおりである。

・請求内容1

かがやき元職員が職業センター元職員に審査請求人に係る個人情報漏えいしている事由及び根拠

・請求内容2

かがやき元職員が作成した審査請求人に係る個別支援計画書が発達障害者支援法に整合していない事由及び根拠

・請求内容3

かがやき元職員が作成した審査請求人に係るプロフィール票及び個別支援計画書が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない事由及び根拠

・請求内容4

個別支援計画書を再作成する件について処分庁課長とかがやき副センター長との間でなされたやり取りを記す公文書

(2) 本件処分について

ア 請求内容 1～3 について

- (ア) 処分庁は、かがやきは発達障害者支援法に基づき支援を行っており、障害者支援に当たっては職業センターと支援に必要な情報を共有し連携を図っていること、また支援において適切に文書を作成していると認識していることから、請求内容にあるような違法性等を示す文書は存在しないと主張する。
- (イ) 一方、審査請求人は、自身に係る支援業務の中でかがやき元職員が「個人情報を漏えいしている」こと、かがやき元職員が作成した文書が「発達障害者支援法に整合していない」ことや「虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらないと判断する」ことについて、その根拠となる公文書があるはずだという趣旨の主張をする。
- (ウ) 請求内容 1～3 は、かがやき元職員が違法な行為をしていることを前提とし、違法性を裏付ける公文書又は処分庁において違法性がないと判断できる根拠となる公文書を求めるものである。
この点、処分庁はそもそもそのような前提に立っておらず、かがやき元職員をはじめとするかがやき職員が実施する障害者支援は適切に行われていると認識しているとのことであるから、そうである以上、当審査会としては、違法性等を示す公文書を作成や取得することがないとする処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

イ 請求内容 4 について

- (ア) 処分庁は、やり取りについて取得又は作成した公文書はないと主張する。
- (イ) 一方、審査請求人は、やり取りを重ねていたことは事実であるから文書は存在するはずであり、また対面や電話でやり取りをしていたのであれば、その際に作成したメモが存在するはずだと主張する。
- (ウ) 当審査会としては、当該やり取りを対面又は電話で行っており、その内容を記録した公文書は作成していないという処分庁の主張に特段、不自然な点はないと判断する。
たしかに、対面や電話でのやり取りの際にメモを作成することはあり得るが、必ずしもそれが条例第 2 条第 7 号にいう公文書として利用、保存されるわけではなく、本件において処分庁の主張の合理性を疑わせる事情があるとは言えない。
また、審査請求人の主張を踏まえても、本件請求に係る公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。
- (エ) したがって、請求内容 4 に係る公文書が存在しないとする処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

ウ 以上から、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年12月 7日 諮問

令和4年 1月 7日 諮問庁からの弁明書の提出

2月 7日 審査請求人からの反論書の提出

8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和4年3月2日開催）

10月25日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第5回会議）

11月29日 審議（令和4年度第6回会議）

※ 行政不服審査法第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）